

## 議案第21号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年2月に発生した事案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 相手方 C
- 2 事案の概要 令和5年5月に、町職員がCに対し事前に説明した園部団地入居者移転先住宅家賃補助金の額を誤って多く提示したため、Cはその額を当てにして町内の民間賃貸住宅を契約し移転した。その後、交付決定を受けた補助金の額が、事前に町職員に提示された額以下であったため、Cはこのまま移転した民間賃貸住宅に住み続けることは困難となり、令和6年2月に再移転をすることとなったもの。
- 3 和解の内容 町は、相手方に対して下記4の額の損害を賠償し、本件損害賠償のほか、町、相手側間には一切の債権債務関係がないことを確認する。
- 4 損害賠償額 569,240円

令和6年3月11日提出

基山町長 松田 一也

令和6年3月14日原案可決